

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第110号議案 長崎市民会館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・	3～19
(1) 文化ホール（ホール）	
(2) 文化ホール（ホール以外）	
(3) 市民体育館（競技場：専用利用）	
(4) 市民体育館（競技場：練習利用）	
(5) 市民体育館（軽スポーツ室）	
(6) 市民体育館（卓球室）	
(7) 市民体育館（トレーニング室）	
(8) 中央公民館	
(9) 男女共同参画推進センター	
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	20～39
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	40～45
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	46～47
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について・・・・・・・・	48～50

教育委員会
市民生活部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

また、その他所要の整備を行うもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市民会館条例	長崎市民会館

(3) 施行期日

令和8年4月1日（ただし、所要の整備は公布の日）

2 改正内容及び算定結果

(1) 文化ホール（ホール）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
平日	9時～12時	3,883円	5,782円	70円	9,735円	11,120円
	13時～17時	6,409円	5,782円	52円	12,243円	12,410円
	18時～22時	7,574円	5,782円	52円	13,408円	15,080円
土日休日	9時～12時	4,658円	5,782円	70円	10,510円	12,080円
	13時～17時	7,574円	5,782円	52円	13,408円	13,520円
	18時～22時	9,030円	5,782円	52円	14,864円	15,930円

※ 見直し額は九州管内他都市類似施設（1,000席程度のホール）の平均とする。

※ 「平日・土日休日区分」は維持する。また、「時間帯区分」は維持するが、区分ごとの1時間当たりの単価を設定する。

※ 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

※ 準備・リハーサルの利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

イ 算定結果

カテゴリー	区 分	総コスト	施設全体 の貸出 可能面積	稼働状況			コスト/㎡	受益者 負担率
				年間稼働 可能時間	実稼働率	年間 実稼働時間		
		①	②	③	④	⑤ = ③ × ④	⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	⑦
ホール型施設	文化ホール（ホール）	55,617,235円	1,239㎡	3,432 h	25.5%	875h	51.30円	50%

区分 (文化ホール（ホール）)		面積	現行料金	1hあたり コスト/室	再算定結果	激変緩和 措 置	個別事由 (類似施設平均※)	最終結果 (⑬と同じ)	増 減
		⑧	⑨	⑩ = ⑥ × ⑧	⑪ = ⑩ × ⑦	⑫	⑬	⑭	⑮ = ⑭ - ⑨
平日	9時～12時	1,239㎡	9,735円	63,561円	31,781円	12,650円	11,120円	11,120円	1,385円
平日	13時～17時		12,243円			14,690円	12,410円	12,410円	167円
平日	18時～22時		13,408円			16,080円	15,080円	15,080円	1,672円
土日休日	9時～12時		10,510円			12,610円	12,080円	12,080円	1,570円
土日休日	13時～17時		13,408円			16,080円	13,520円	13,520円	112円
土日休日	18時～22時		14,864円			17,830円	15,930円	15,930円	1,066円

※ 九州管内の同規模（1,000席程度）類似施設である、次の8施設の平均額から算定。

諫早文化会館大ホール、壱岐の島ホール、石橋文化ホール（久留米市）、大川市文化センター大ホール、朝倉市総合市民センター、ユメニティのおがた、糸島市伊都文化会館、鹿児島市民ホール第2ホール

(2) 文化ホール（ホール以外）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
展示ホール	1,210円	660円	52円	1,922円	2,690円
リハーサル室	180円	115円	52円	347円	490円
音楽室	715円	597円	52円	1,364円	1,230円
大会議室	526円	345円	52円	923円	1,150円
第1会議室	264円	167円	52円	483円	700円
第2会議室	332円	220円	52円	604円	700円
第3会議室	261円	167円	52円	480円	700円
第4会議室	332円	220円	52円	604円	700円
第5会議室	264円	167円	52円	483円	700円
第6会議室	269円	167円	52円	488円	700円
第7会議室	293円	188円	52円	533円	700円
第8会議室	589円	398円	52円	1,039円	1,150円
小会議室	136円	94円	52円	282円	420円
和室（1室につき）	314円	167円	52円	533円	700円

※ 展示ホール以外は公民館の統一単価により算定（ただし激変緩和単価を超える場合は激変緩和単価）

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

※ 空調使用料及びコンセント使用料を含む。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
ホール型施設	展示ホール	10,963,183円	319㎡	4,296 h	17.5%	752h	45.70円	50%
	展示ホール以外	35,535,834円	1,044㎡	4,296 h	26.6%	1,143h	29.78円	

区分		面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措置 ⑫	個別事由 (公民館統一単価) ⑬	最終結果 ⑫と⑬の小さい方 ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
展示ホール		319㎡	1,922円	14,578円	7,289円	2,690円	-	2,690円	768円
展示 ホ ー ル 以 外	リハーサル室	38㎡	347円	1,132円	566円	520円	490円	490円	143円
	音楽室	189㎡	1,364円	5,628円	2,814円	1,900円	1,230円	1,230円	△134円
	大会議室	111㎡	923円	3,306円	1,653円	1,290円	1,150円	1,150円	227円
	第1会議室	56㎡	483円	1,668円	834円	720円	700円	700円	217円
	第2会議室	70㎡	604円	2,085円	1,043円	840円	700円	700円	96円
	第3会議室	55㎡	480円	1,638円	819円	720円	700円	700円	220円
	第4会議室	70㎡	604円	2,085円	1,043円	840円	700円	700円	96円
	第5会議室	56㎡	483円	1,668円	834円	720円	700円	700円	217円
	第6会議室	54㎡	488円	1,608円	804円	730円	700円	700円	212円
	第7会議室	62㎡	533円	1,846円	923円	740円	700円	700円	167円
	第8会議室	124㎡	1,039円	3,693円	1,847円	1,450円	1,150円	1,150円	111円
	小会議室	29㎡	282円	864円	432円	420円	500円	420円	138円
	和室（1室につき）	65㎡	533円	1,936円	968円	740円	700円	700円	167円

■(3) 市民体育館（競技場：専用利用）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分				現 行			改正案※
				貸 室	コソト	合 計	
アマチュア スポーツ	入場料等の 徴収をしない	平日	9時～12時	1,027円	70円	1,097円	1,630円
			13時～17時	1,189円	52円	1,241円	
			18時～22時	2,140円	70円	2,210円	
		土日休日	9時～12時	1,585円	70円	1,655円	2,290円
			13時～17時	1,574円	52円	1,626円	
			18時～22時	2,612円	70円	2,682円	
	入場料等の 徴収をする	平日	9時～12時	8,328円	70円	8,398円	11,150円
			13時～17時	8,714円	52円	8,766円	
			18時～22時	14,953円	70円	15,023円	
		土日休日	9時～12時	10,389円	70円	10,459円	12,730円
			13時～17時	9,876円	52円	9,928円	
			18時～22時	15,906円	70円	15,976円	

区 分				現 行			改正案※
				貸 室	ｺﾝﾍﾞﾝﾄ	合 計	
アマチュア スポーツ 以外	入場料等の 徴収をしない	平日	9時～12時	8,328円	70円	8,398円	11,150円
			13時～17時	8,714円	52円	8,766円	
			18時～22時	14,953円	70円	15,023円	
		土日休日	9時～12時	10,389円	70円	10,459円	12,730円
			13時～17時	9,876円	52円	9,928円	
			18時～22時	15,906円	70円	15,976円	
	入場料等の 徴収をする	平日	9時～12時	10,389円	70円	10,459円	12,730円
			13時～17時	10,709円	52円	10,761円	
			18時～22時	18,127円	70円	18,197円	
		土日休日	9時～12時	13,008円	70円	13,078円	15,500円
			13時～17時	12,702円	52円	12,754円	
			18時～22時	21,340円	70円	21,410円	

※ 「アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外区分」、「入場料等の徴収をする・しない区分」及び「平日・土日休日区分」については維持する。

※ 「時間帯区分」は、午前・午後の区分は統一するが、夜間の区分は維持する。なお、区分ごとの1時間当たりの単価を設定する。

※ コンセント使用料を含む。なお、冷暖房設備使用料は、バドミントンなど風の影響を回避するために空調を使用しない競技もあることから、別途附属設備使用料として徴収する。

※ 準備・リハーサルの利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト	施設全体の貸出可能面積	稼働状況			コスト/㎡	受益者負担率
				年間稼働可能時間	実稼働率	年間実稼働時間		
		①	②	③	④	⑤ = ③ × ④	⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	⑦
スポーツ施設	競技場：専用利用	51,220,833円	1,468㎡	4,296 h	15.3%	657h	53.11円	50%

区分 (競技場：専用利用)				面積	現行料金	1hあたりコスト/室	再算定結果	激変緩和措置	最終結果 ⑪と⑫の小さい方	増 減
				⑧	⑨	⑩ = ⑥ × ⑧	⑪ = ⑩ × ⑦	⑫	⑬	⑭ = ⑬ - ⑨
アマチュアスポーツ	入場料等の徴収をしない	平日	9時～12時	1,468㎡	1,097円	77,965円	38,983円	1,530円	平均 1,630円	534円
			13時～17時		1,241円			1,730円		389円
			18時～21時		2,210円			2,870円		660円
		土日休日	9時～12時		1,655円			2,310円	平均 2,290円	635円
			13時～17時		1,626円			2,270円		664円
			18時～21時		2,682円			3,480円		798円
	入場料等の徴収をする	平日	9時～12時		8,398円			10,910円	平均 11,150円	2,752円
			13時～17時		8,766円			11,390円		2,384円
			18時～21時		15,023円			18,020円		2,997円
		土日休日	9時～12時		10,459円			12,550円	平均 12,730円	2,272円
			13時～17時		9,928円			12,900円		2,801円
			18時～21時		15,976円			19,170円		3,194円

区分 (競技場：専用利用)				面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
アマチュアスポーツ以外	入場料等の徴収をしない	平日	9時～12時	1,468㎡	8,398円	77,965円	38,983円	10,910円	} 平均 11,150円	2,752円
			13時～17時		8,766円			11,390円		2,384円
			18時～21時		15,023円			18,020円		2,997円
		土日休日	9時～12時		10,459円			12,550円	} 平均 12,730円	2,271円
			13時～17時		9,928円			12,900円		2,802円
			18時～21時		15,976円			19,170円		3,194円
	入場料等の徴収をする	平日	9時～12時		10,459円			12,550円	} 平均 12,730円	2,271円
			13時～17時		10,761円			12,910円		1,969円
			18時～21時		18,197円			21,830円		3,633円
		土日休日	9時～12時		13,078円			15,690円	} 平均 15,500円	2,422円
			13時～17時		12,754円			15,300円		2,746円
			18時～21時		21,410円			25,690円		4,280円

■(4) 市民体育館（競技場：練習利用）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行			改正案※
		貸 室	コ ー ト	合 計	
バドミントン (1面)	一般	257円	105円	362円	380円
	高校生	125円	105円	230円	
	小・中学生	62円	105円	167円	
バレーボール (1面)	一般	644円	105円	749円	900円
	高校生	319円	105円	424円	
	小・中学生	157円	105円	262円	
バスケットボール (1面)	一般	644円	105円	749円	900円
	高校生	319円	105円	424円	
	小・中学生	157円	105円	262円	
競技場 (半面)	一般	644円	105円	749円	900円
	高校生	319円	105円	424円	
	小・中学生	157円	105円	262円	

※ スポーツ施設の統一単価により算定。

※ 「一般」、「高校生」及び「小・中学生」の区分は廃止する。

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
スポーツ施設	競技場：練習利用	51,220,833円	1,468㎡	4,296 h	15.3%	657h	53.11円	50%

区分 (競技場：練習利用)		面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/面 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由 (体育施設統一単価※) ⑬	最終結果 (⑬と同じ) ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
バドミントン（1面）	一般	125㎡	362円	6,639円	3,320円	540円	380円	380円	18円
バレーボール（1面）	一般	360㎡	749円	19,120円	9,560円	1,040円	900円	900円	151円
バスケットボール（1面）	一般	608㎡	749円	32,291円	16,146円	1,040円	900円	900円	151円
競技場（半面）	一般	734㎡	749円	38,983円	19,492円	1,040円	900円	900円	151円

※市内体育施設（市民体育館、深堀体育館、三和体育館、琴海南部体育館、三重体育館、長崎のもぎき恐竜パーク体育館）からスポーツ施設の統一単価を算出。

(5) 市民体育館（軽スポーツ室）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
平日	595円	298円	52円	945円	950円
土日祝日	712円	298円	52円	1,062円	

※ 「平日・土日休日区分」は廃止する。

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
スポーツ施設	軽スポーツ室	10,901,684円	350㎡	4,296 h	67.4%	2,896h	10.76円	50%

区分	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
軽スポーツ室（1室につき）平日	175㎡	945円	1,883円	942円	1,320円	950円	5円
軽スポーツ室（1室につき）土日祝日	175㎡	1,062円			1,480円		△112円

(6) 市民体育館（卓球室）（貸室・1時間当たり）

ア 改正内容

区 分		現 行	改正案※
卓球台（1台につき）	一般	157円	310円
	高校生	79円	
	小・中学生	31円	

※ スポーツ施設の統一単価により算定。

※ 「一般」、「高校生」及び「小・中学生」の区分は廃止する。

※ 「時間帯区分」は廃止し、「卓球台（1台・1時間につき）」とする。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト	施設全体の貸出可能面積	稼働状況			コスト/㎡	受益者負担率
				年間稼働可能時間	実稼働率	年間実稼働時間		
		①	②	③	④	⑤ = ③ × ④	⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	⑦
スポーツ施設	卓球台（1台につき）	10,901,684円	350㎡	4,296 h	100%	4,296h	7.25円	50%

区分	面積	現行料金	1hあたりコスト/台	再算定結果	激変緩和措置	個別事由 (体育施設統一単価※)	最終結果 (⑬と同じ)	増 減
	⑧	⑨	⑩ = ⑥ × ⑧	⑪ = ⑩ × ⑦	⑫	⑬	⑭	⑮ = ⑭ - ⑨
卓球台（1台につき）	35㎡	157円	254円	127円	310円	310円	310円	153円

※市内体育施設（市民体育館、深堀体育館、三和体育館、琴海南部体育館、三重体育館、長崎のもぞき恐竜パーク体育館）からスポーツ施設の統一単価を算出。

(7) 市民体育館（トレーニング室）

ア 改正内容

区 分		現 行	改正案※
当日券（2時間につき）	一般	356円	410円
	高校生	188円	210円
会員券（1月につき）	一般	2,440円	3,740円
	高校生	1,215円	1,920円

※ 「時間帯区分」は廃止する。

※ 「高校生」の区分は維持し、施設使用料は「一般」の半額とする。

※ 会員券（1月につき）は維持するが、県立体育館と同率の当日券の9.1回分の金額に見直す。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ = ① ÷ ②	受益者負担率 ④
スポーツ施設	トレーニング室	12,178,738円	15,000人	812円	50%

区分 (トレーニング室)		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑦ = ③ × ④	激変緩和 措 置 ⑧	個別事由		最終結果 ⑩	増 減 ⑪ = ⑩ - ⑤
					金 額 ⑨	理 由		
当日券 (2時間につき)	一般	356円	406円	530円	-		410円	54円
	高校生	188円			210円	一般の5割	210円	22円
会員券 (1月につき)	一般	2,440円			3,740円	当日券の9.1回分	3,740円	1,300円
	高校生	1,215円			1,920円	当日券の9.1回分	1,920円	705円

(8) 中央公民館（貸室・1時間あたり）

ア 改正内容

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
第1研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第2研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第3研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第4研修室	366円	220円	63円	649円	700円
第5研修室	291円	167円	63円	521円	700円
第6研修室	291円	167円	63円	521円	700円
視聴覚室	971円	492円	63円	1,526円	1,230円
調理実習室	645円	324円	63円	1,032円	760円
室内楽室	323円	188円	63円	574円	700円
和室	455円	240円	63円	758円	700円
体育室	495円	335円	63円	893円	1,250円
工作室	389円	188円	63円	640円	700円

※ 公民館の統一単価により算定（ただし激変緩和単価を超える場合は激変緩和単価）

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 冷暖房使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料の倍額規定は維持する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
コミュニティ活動施設	中央公民館	55,494,184円	1,065㎡	4,296 h	29.1%	1,250h	41.69円	25%

区分 (中央公民館)	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由 (公民館統一単価) ⑬	最終結果 ⑫と⑬の小さい方 ⑭	増 減 ⑮ = ⑭ - ⑨
第1研修室	60㎡	521円	2,501円	625円	720円	700円	700円	179円
第2研修室	60㎡	521円	2,501円	625円	720円	700円	700円	179円
第3研修室	60㎡	521円	2,501円	625円	720円	700円	700円	179円
第4研修室	70㎡	649円	2,918円	730円	900円	700円	700円	51円
第5研修室	59㎡	521円	2,460円	615円	720円	700円	700円	179円
第6研修室	56㎡	521円	2,335円	584円	720円	700円	700円	179円
視聴覚室	155㎡	1,526円	6,462円	1,616円	2,130円	1,230円	1,230円	△296円
調理実習室	103㎡	1,032円	4,294円	1,074円	1,440円	760円	760円	△272円
室内楽室	62㎡	574円	2,585円	646円	800円	700円	700円	126円
和室	66㎡	758円	2,752円	688円	1,060円	700円	700円	△58円
体育室	268㎡	893円	11,173円	2,793円	1,250円	5,210円	1,250円	357円
工作室	62㎡	640円	2,585円	646円	890円	700円	700円	60円

(9) 男女共同参画推進センター（貸室・1時間あたり）

ア 改正内容

区 分	現 行					改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	可搬拡声器具	合 計	
会議室 1	285円	188円	52円	-	525円	730円
会議室 2	120円	73円	52円	-	245円	480円
会議室 3	235円	157円	52円	-	444円	660円
会議室 4	159円	104円	52円	-	315円	470円
研修室 1	544円	356円	52円	52円	1,004円	1,400円
研修室 2	332円	220円	52円	-	604円	840円
和室	199円	125円	52円	-	376円	560円

※ 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※ 冷暖房設備使用料、コンセント使用料及び可搬拡声器具使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体 の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
市民活動施設	男女共同参画推進センター	36,516,786円	397㎡	4,308時間	29.2%	1,258時間	73.23円	25%

区分 (男女共同参画推進センター)	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
会議室 1	60㎡	525円	4,394円	1,098円	730円	730円	205円
会議室 2	26㎡	245円	1,904円	476円	490円	480円	235円
会議室 3	50㎡	444円	3,661円	915円	660円	660円	216円
会議室 4	34㎡	315円	2,490円	622円	470円	470円	155円
研修室 1	115㎡	1,004円	8,421円	2,105円	1,400円	1,400円	396円
研修室 2	70㎡	604円	5,126円	1,282円	840円	840円	236円
和室	42㎡	376円	3,076円	769円	560円	560円	184円

3 新旧対照表

長崎市民会館条例（平成27年長崎市条例第1号）の一部を改正する条例【第1条による改正】

改正後	改正前
○長崎市民会館条例 平成27年3月20日 条例第1号 （略） 第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表第1から別表第4までの規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長。次項において同じ。）の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）が別に」と、第7条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、第8条第1項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1から別表第4までに掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ	○長崎市民会館条例 平成27年3月20日 条例第1号 （略） 第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表第1から別表第4までの規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長。次項において同じ。）の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）が別に」と、第7条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、第8条第1項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1から別表第4までに掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ

改正後	改正前
市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、ホールの利用者が第1号の表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は徴収しない」と、同表備考5中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表第1号備考5</u>中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第3中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略)	市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、ホールの利用者が第1号の表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は徴収しない」と、同表備考5中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表備考5</u>中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第3中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略)

改正後	改正前
<u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公</u> <u>布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>〔略〕</u>	

改正後	改正前
○長崎市民会館条例 平成２７年３月２０日 条例第１号 （略） 第２３条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第４条第１項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 ２ 前項の場合においては、第６条第１項、第７条、第８条第１項及び第３項、第９条から第１１条まで、第１４条並びに別表第１から別表第４までの規定の適用については、第６条第１項中「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長。次項において同じ。）の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）が別に」と、第７条第１項及び第２項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第３項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第４項及び第５項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、第８条第１項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第１から別表第４までに掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第３項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第９条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特	○長崎市民会館条例 平成２７年３月２０日 条例第１号 （略） 第２３条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第４条第１項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 ２ 前項の場合においては、第６条第１項、第７条、第８条第１項及び第３項、第９条から第１１条まで、第１４条並びに別表第１から別表第４までの規定の適用については、第６条第１項中「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長。次項において同じ。）の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）が別に」と、第７条第１項及び第２項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第３項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第４項及び第５項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、第８条第１項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第１から別表第４までに掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第３項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第９条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特

改正後	改正前
別の理由があると認めるときは使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「とする」とあるのは「とし、ホールの利用者が第1号の表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は徴収しない」と、同表備考5中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表第1号備考4</u>中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第3中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略)	別の理由があると認めるときは使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会（男女共同参画推進センターにあつては、市長）」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「<u>4割に相当する額</u>とする」とあるのは「<u>4割に相当する額</u>とし、ホールの利用者が第1号の表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は徴収しない」と、同表備考5中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表第1号備考5</u>中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第3中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、<u>同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と</u>、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表備考2中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と</u>し、第6条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略)

改正後

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の長崎市民会館条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行された第2条の規定による改正前の長崎市民会館条例別表第2第3号に規定する会員券は、施行日後においても、なお従前の例により使用することができる。

別表第1（第8条関係）

文化ホールの利用に係る基準額

(1) ホールを利用する場合

区分	金額（1時間につき）		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
平日	円 11,120	円 12,410	円 15,080
土曜日、日曜日又	12,080	13,520	15,930

改正前

別表第1（第8条関係）

文化ホールの利用に係る基準額

(1) ホールを利用する場合

種別 利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時 まで	午後6時から午後10時 まで
	平日 円 11,649	円 25,635	円 30,297
土曜日、日曜日又	13,975	30,297	36,121

改正後				改正前										
は休日				は休日										
(2) ホール以外を利用する場合				(2) ホール以外を利用する場合										
<u>区分</u>	<u>金額（1時間につき）</u>			<u>利用時間</u> <u>種別</u>	<u>午前9時から</u> <u>正午まで</u>		<u>午後1時から</u> <u>午後5時まで</u>		<u>午後6時から</u> <u>午後9時まで</u>		<u>午前9</u> <u>時から</u> <u>午後5</u> <u>時まで</u>	<u>午後1</u> <u>時から</u> <u>午後9</u> <u>時まで</u>	<u>午前9</u> <u>時から</u> <u>午後9</u> <u>時まで</u>	
展示ホール	円 <u>2,690</u>			展示ホール	<u>円</u> <u>3,624</u>		<u>円</u> <u>4,840</u>		<u>円</u> <u>4,840</u>		<u>円</u> <u>8,464</u>	<u>円</u> <u>9,680</u>	<u>円</u> <u>13,304</u>	
リハーサル室	<u>490</u>			リハーサル 室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>178</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>180</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>240</u>	<u>1,256</u>	<u>1,444</u>	<u>1,978</u>	
音楽室	<u>1,230</u>				<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>534</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>722</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>722</u>				
					<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,137</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,860</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,860</u>				
大会議室	<u>1,150</u>			大会議室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>527</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>526</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>701</u>	<u>3,686</u>	<u>4,210</u>	<u>5,791</u>	
					<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,581</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,105</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,105</u>				

改正後			改正前									
				の場合		の場合		の場合				
第 1 会議室		<u>700</u>	第 1 会議室	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>1, 854</u>	<u>2, 116</u>	<u>2, 912</u>
				<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>			
				<u>場合</u>	<u>265</u>	<u>場合</u>	<u>264</u>	<u>場合</u>	<u>352</u>			
				<u>3 時間</u>	<u>796</u>	<u>4 時間</u>	<u>1, 058</u>	<u>3 時間</u>	<u>1, 058</u>			
第 2 会議室		<u>700</u>	第 2 会議室	<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
				<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>3 時間</u>	<u>1 時間に</u>	<u>2, 325</u>	<u>2, 660</u>	<u>3, 655</u>
				<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>つき</u>			
				<u>場合</u>	<u>331</u>	<u>場合</u>	<u>332</u>	<u>場合</u>	<u>443</u>			
第 3 会議室		<u>700</u>	第 3 会議室	<u>3 時間</u>	<u>995</u>	<u>4 時間</u>	<u>1, 330</u>	<u>3 時間</u>	<u>1, 330</u>			
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
				<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>1, 832</u>	<u>2, 094</u>	<u>2, 879</u>
				<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>			
第 4 会議室		<u>700</u>	第 4 会議室	<u>場合</u>	<u>261</u>	<u>場合</u>	<u>261</u>	<u>場合</u>	<u>349</u>			
				<u>3 時間</u>	<u>785</u>	<u>4 時間</u>	<u>1, 047</u>	<u>3 時間</u>	<u>1, 047</u>			
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
				<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>2, 325</u>	<u>2, 660</u>	<u>3, 655</u>
第 5 会議室		<u>700</u>	第 5 会議室	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>			
				<u>場合</u>	<u>331</u>	<u>場合</u>	<u>332</u>	<u>場合</u>	<u>443</u>			
				<u>3 時間</u>	<u>995</u>	<u>4 時間</u>	<u>1, 330</u>	<u>3 時間</u>	<u>1, 330</u>			
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
第 5 会議室		<u>700</u>	第 5 会議室	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>1, 854</u>	<u>2, 116</u>	<u>2, 912</u>
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
				<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>3 時間</u>	<u>1 時間</u>	<u>1, 854</u>	<u>2, 116</u>	<u>2, 912</u>
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				

改正後		改正前									
			未満の 場合	につき 265	未満の 場合	につき 264	未満の 場合	につき 352			
			3 時間 の場合	796	4 時間 の場合	1, 058	3 時間 の場合	1, 058			
第 6 会議室	700	第 6 会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	1, 938	2, 158	3, 017
			未満の 場合	につき 286	未満の 場合	につき 269	未満の 場合	につき 359			
			3 時間 の場合	859	4 時間 の場合	1, 079	3 時間 の場合	1, 079			
第 7 会議室	700	第 7 会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	2, 053	2, 346	3, 226
			未満の 場合	につき 293	未満の 場合	につき 293	未満の 場合	につき 391			
			3 時間 の場合	880	4 時間 の場合	1, 173	3 時間 の場合	1, 173			
第 8 会議室	1, 150	第 8 会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	4, 117	4, 714	6, 474
			未満の 場合	につき 586	未満の 場合	につき 589	未満の 場合	につき 785			
			3 時間 の場合	1, 760	4 時間 の場合	2, 357	3 時間 の場合	2, 357			
小会議室	420	小会議室	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	3 時間	1 時間	973	1, 088	1, 517
			未満の 場合	につき 143	未満の 場合	につき 136	未満の 場合	につき 181			

改正後		改正前									
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>429</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>544</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>544</u>			
和室（1室につき）	<u>700</u>	和室（1室につき）	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>314</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>314</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>419</u>	<u>2,199</u>	<u>2,514</u>	<u>3,456</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>942</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,257</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,257</u>			

備考

- 「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 第1号の表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、同表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の5割に相当する額とする。
- ホールを利用する場合において、利用時間を超過して利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

備考

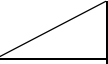
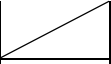
- 「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 第1号の表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、同表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。
この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

改正後					改正前											
別表第2（第8条関係） 市民体育館の利用に係る基準額 (1) 専用利用する場合 <u>ア 競技場</u>					別表第2（第8条関係） 市民体育館の利用に係る基準額 (1) 専用利用する場合											
<u>区分</u>			<u>金額（1時間につき）</u>		利用時間 種別				<u>午前9時から</u> <u>正午まで</u>		<u>午後1時から</u> <u>午後5時まで</u>		<u>午後6時から</u> <u>午後9時まで</u>			
			<u>午前9時から</u> <u>午後5時まで</u>	午後6時から 午後9時まで												
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等 <u>の徴収をしない場合</u>	平日	円	円	<u>競技場</u>	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等 <u>を徴収しない場合</u>	平日	円	円	円	円	円			
			<u>1,630</u>	<u>2,870</u>					<u>3,080</u>	<u>4,756</u>	<u>6,421</u>					
		土曜日、日曜日又は休日	<u>2,290</u>	<u>3,480</u>				土曜日、日曜日又は休日	<u>4,756</u>	<u>6,296</u>	<u>7,836</u>					
	入場料等 <u>の徴収をする場合</u>	平日	<u>11,150</u>	<u>18,020</u>			入場料等 <u>を徴収する場合</u>	平日	<u>24,985</u>	<u>34,854</u>	<u>44,859</u>					
		土曜日、日曜日又は休日	<u>12,730</u>	<u>19,170</u>				土曜日、日曜日又は休日	<u>31,166</u>	<u>39,505</u>	<u>47,719</u>					
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等 <u>の徴収をしない場合</u>	平日	<u>11,150</u>	<u>18,020</u>	<u>競技場</u>	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等 <u>を徴収しない場合</u>	平日	<u>24,985</u>	<u>34,854</u>	<u>44,859</u>					
		土曜日、日曜日又は休日	<u>12,730</u>	<u>19,170</u>				土曜日、日曜日又は休日	<u>31,166</u>	<u>39,505</u>	<u>47,719</u>					
	入場料等 <u>の徴収をする場合</u>	平日	<u>12,730</u>	<u>21,830</u>			入場料等 <u>を徴収する場合</u>	平日	<u>31,166</u>	<u>42,837</u>	<u>54,381</u>					
		土曜日、日曜日又は休日	<u>15,500</u>	<u>25,690</u>				土曜日、日曜日又は休日	<u>39,023</u>	<u>50,809</u>	<u>64,020</u>					
<u>イ 軽スポーツ室</u>																
<u>区分</u>			<u>金額（1時間につき）</u>		軽スポーツ室（1室につき）				<u>平日</u>		<u>3時間</u>	<u>1時間</u>	<u>4時間</u>	<u>1時間</u>	<u>3時間</u>	<u>1時間</u>

改正後		改正前							
軽スポーツ室（1室につき）	950円			未満の につき	590	未満の につき	594	未満の につき	988
				3時間 の場合	1,770	4時間 の場合	2,378	3時間 の場合	2,964
		土曜日、日曜 日又は休日	3時間	1時間	4時間	1時間	3時間	1時間	
			未満の につき	708	未満の につき	712	未満の につき	1,187	
			3時間 の場合	2,126	4時間 の場合	2,849	3時間 の場合	3,561	
備考		備考							
1 「入場料等 <u>の徴収</u> 」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。		1 「入場料等 <u>を徴収</u> 」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。							
2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。		2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。							
3 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等 <u>の徴収をする</u> 場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の1人当たり最高額の100人分を加算した額とする。		3 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等 <u>を徴収する</u> 場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の1人当たり最高額の100人分を加算した額とする。							
4 <u>競技場を利用する場合において、利用時間</u> を超過して利用する <u>とき</u> 及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。		4 <u>軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。</u>							
		5 <u>利用時間</u> を超過して利用する <u>場合</u> 及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。							

改正後			改正前						
<u>5</u> 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の<u>5割</u>に相当する額とする。 <u>6</u> 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。 7 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 (2) 練習利用する場合			<u>6</u> 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の<u>4割</u>に相当する額とする。 7 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 (2) 練習利用する場合						
区分		金額 (1時間につき)	利用時間 午前10時から正午まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで						
バドミントン (1面につき)	[削除]	円 380	バドミントン (1面につき)	小学校の児童又は中学校の生徒	円 125	円 125	円 125		
	[削除]			高等学校の生徒	251	251	251		
	[削除]			一般	513	513	513	576円	576円
	[削除]								
バレーボール (1面につき)	[削除]	900	バレーボール (1面につき)	小学校の児童又は中学校の生徒	314	314	314		
	[削除]			高等学校の生徒	639	639	639		
	[削除]			一般	1,288	1,288	1,288	1,540円	1,540円
	[削除]								
バスケットボール (1面につき)	[削除]	900	バスケットボール (1面につき)	小学校の児童又は中学校の生徒	314	314	314		

改正後			改正前						
その他（競技場半面につき）	<u>〔削除〕</u>	<u>900</u>	その他（競技場半面につき）	<u>高等学校の生徒</u>	<u>639</u>	<u>639</u>	<u>639</u>		
	<u>一般</u>			<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	
	<u>小学校の児童又は中学校の生徒</u>			<u>314</u>	<u>314</u>	<u>314</u>			
	<u>高等学校の生徒</u>			<u>639</u>	<u>639</u>	<u>639</u>			
	<u>一般</u>			<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	
(3) トレーニング室を利用する場合			(3) トレーニング室を利用する場合						
<u>区分</u>		<u>金額</u>	<u>利用時間</u>		<u>午前10時から</u>	<u>午後5時から</u>			
			<u>種別</u>		<u>午後5時まで</u>	<u>午後9時まで</u>			
当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	<u>円</u> <u>210</u>	当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	<u>188円</u>				
				一般	<u>356円</u>				
				会員券（1人1月につき）	高等学校の生徒	<u>1,215円</u>		<u>2,440円</u>	
一般									
(4) 卓球室を利用する場合			(4) 卓球室を利用する場合						
<u>区分</u>		<u>金額</u> <u>（1時間につき）</u>	<u>利用時間</u>		<u>午前10時から正午まで</u>	<u>午後1時から午後3時まで</u>	<u>午後3時から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後7時まで</u>	<u>午後7時から午後9時まで</u>
卓球台（1台につき）	<u>〔削除〕</u>	<u>310円</u>	卓球台（1台につき）	<u>小学校の児童又は中学校の生徒</u>	<u>円</u> <u>62</u>	<u>円</u> <u>62</u>	<u>円</u> <u>62</u>		

改正後			改正前						
	<u>[削除]</u>			<u>高等学校の生徒</u>	<u>157</u>	<u>157</u>	<u>157</u>		
	<u>[削除]</u>			<u>一般</u>	<u>314</u>	<u>314</u>	<u>314</u>	<u>377円</u>	<u>377円</u>
別表第3（第8条関係）			別表第3（第8条関係）						
中央公民館の利用に係る基準額			中央公民館の利用に係る基準額						
<u>区分</u>	<u>金額</u> <u>（1時間につき）</u>		<u>利用時間</u> <u>種別</u>	<u>午前9時から</u> <u>正午まで</u>	<u>午後1時から</u> <u>午後5時まで</u>	<u>午後6時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>午前9時</u> <u>から午後</u> <u>5時まで</u>	<u>午後1時</u> <u>から午後</u> <u>9時まで</u>	<u>午前9時</u> <u>から午後</u> <u>9時まで</u>
第1研修室	<u>円</u> <u>700</u>		第1研修室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>265</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>264</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>352</u>
第2研修室	<u>700</u>		第2研修室	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>796</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>
							<u>1,854</u>	<u>2,116</u>	<u>2,912</u>

改正後		改正前									
第3研修室	<u>700</u>	第3研修室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>265</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>264</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>352</u>	<u>1,854</u>	<u>2,116</u>	<u>2,912</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>796</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>			
第4研修室	<u>700</u>	第4研修室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>331</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>332</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>443</u>	<u>2,325</u>	<u>2,660</u>	<u>3,655</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>995</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,330</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,330</u>			
第5研修室	<u>700</u>	第5研修室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>265</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>264</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>352</u>	<u>1,854</u>	<u>2,116</u>	<u>2,912</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>796</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>			
第6研修室	<u>700</u>	第6研修室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>265</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>264</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>352</u>	<u>1,854</u>	<u>2,116</u>	<u>2,912</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>796</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,058</u>			
視聴覚室	<u>1,230</u>	視聴覚室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>883</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>882</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>1,176</u>	<u>6,180</u>	<u>7,060</u>	<u>9,710</u>

改正後		改正前									
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,650</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>3,530</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>3,530</u>			
調理実習室	<u>760</u>	調理実習室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>586</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>586</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>782</u>	<u>4,106</u>	<u>4,692</u>	<u>6,452</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,760</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,346</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>2,346</u>			
室内楽室	<u>700</u>	室内楽室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>293</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>293</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>391</u>	<u>2,053</u>	<u>2,346</u>	<u>3,226</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>880</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,173</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,173</u>			
和室	<u>700</u>	和室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>412</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>413</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>551</u>	<u>2,891</u>	<u>3,310</u>	<u>4,546</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,236</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,655</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,655</u>			
体育室	<u>1,250</u>	体育室	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>450</u>	<u>4時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>450</u>	<u>3時間</u> <u>未満の</u> <u>場合</u>	<u>1時間</u> <u>につき</u> <u>600</u>	<u>3,152</u>	<u>3,602</u>	<u>4,953</u>
			<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,351</u>	<u>4時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,801</u>	<u>3時間</u> <u>の場合</u>	<u>1,801</u>			

改正後			改正前												
工作室		700	工作室		3時間未満の場合	1時間につき352	4時間未満の場合	1時間につき353	3時間未満の場合	1時間につき471	2,472	2,828	3,886		
					3時間の場合	1,058	4時間の場合	1,414	3時間の場合	1,414					
備考			備考												
1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。			1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。												
2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。			2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。												
[削除]			3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。												
3 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。												
別表第4（第8条関係）			別表第4（第8条関係）												
男女共同参画推進センターの利用に係る基準額			男女共同参画推進センターの利用に係る基準額												
区分		金額 (1時間につき)	種別		利用時間		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	1	円 730	会議室	1	3時間未満の場合	1時間につき	4時間未満の場合	1時間につき	3時間未満の場合	1時間につき	2,000	2,282	3,141		

改正後			改正前									
			場合	<u>286</u>	場合	<u>285</u>	場合	<u>380</u>				
			3 時間	<u>859</u>	4 時間	<u>1, 141</u>	3 時間	<u>1, 141</u>				
			の場合		の場合		の場合					
	2	<u>480</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	4 時間	<u>1 時間</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	<u>837</u>	<u>962</u>	<u>1, 318</u>	
			未満の	につき	未満の	につき	未満の	につき				
			場合	<u>118</u>	場合	<u>120</u>	場合	<u>160</u>				
			3 時間	<u>356</u>	4 時間	<u>481</u>	3 時間	<u>481</u>				
			の場合		の場合		の場合					
	3	<u>660</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	4 時間	<u>1 時間</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	<u>1, 654</u>	<u>1, 884</u>	<u>2, 596</u>	
			未満の	につき	未満の	につき	未満の	につき				
			場合	<u>237</u>	場合	<u>235</u>	場合	<u>314</u>				
			3 時間	<u>712</u>	4 時間	<u>942</u>	3 時間	<u>942</u>				
			の場合		の場合		の場合					
	4	<u>470</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	4 時間	<u>1 時間</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	<u>1, 120</u>	<u>1, 278</u>	<u>1, 759</u>	
			未満の	につき	未満の	につき	未満の	につき				
			場合	<u>160</u>	場合	<u>159</u>	場合	<u>213</u>				
			3 時間	<u>481</u>	4 時間	<u>639</u>	3 時間	<u>639</u>				
			の場合		の場合		の場合					
研修室	1	<u>1, 400</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	4 時間	<u>1 時間</u>	3 時間	<u>1 時間</u>	<u>3, 813</u>	<u>4, 358</u>	<u>5, 992</u>	
			未満の	につき	未満の	につき	未満の	につき				
			場合	<u>544</u>	場合	<u>544</u>	場合	<u>726</u>				
			3 時間	<u>1, 634</u>	4 時間	<u>2, 179</u>	3 時間	<u>2, 179</u>				

改正後			改正前									
				の場合		の場合		の場合				
	2	<u>840</u>	2	<u>3時間</u>	<u>1時間</u>	<u>4時間</u>	<u>1時間</u>	<u>3時間</u>	<u>1時間</u>	<u>2,325</u>	<u>2,660</u>	<u>3,655</u>
				<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>			
				<u>場合</u>	<u>331</u>	<u>場合</u>	<u>332</u>	<u>場合</u>	<u>443</u>			
				<u>3時間</u>	<u>995</u>	<u>4時間</u>	<u>1,330</u>	<u>3時間</u>	<u>1,330</u>			
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
和室		<u>560</u>	和室	<u>3時間</u>	<u>1時間</u>	<u>4時間</u>	<u>1時間</u>	<u>3時間</u>	<u>1時間</u>	<u>1,393</u>	<u>1,592</u>	<u>2,189</u>
				<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>	<u>未満の</u>	<u>につき</u>			
				<u>場合</u>	<u>199</u>	<u>場合</u>	<u>199</u>	<u>場合</u>	<u>265</u>			
				<u>3時間</u>	<u>597</u>	<u>4時間</u>	<u>796</u>	<u>3時間</u>	<u>796</u>			
				<u>の場合</u>		<u>の場合</u>		<u>の場合</u>				
備考			備考									
1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。			1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。									
<u>[削除]</u>			<u>2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。</u>									
<u>2</u> 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			<u>3</u> 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。									
別表第5（第18条関係）			別表第5（第18条関係）									
（略）			（略）									

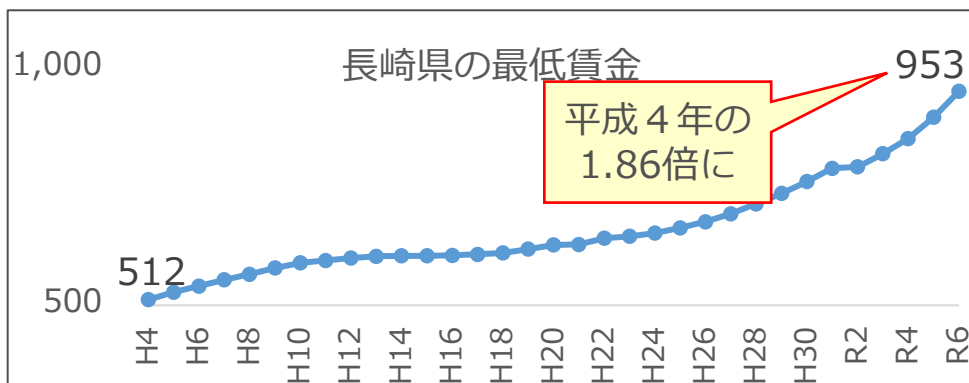
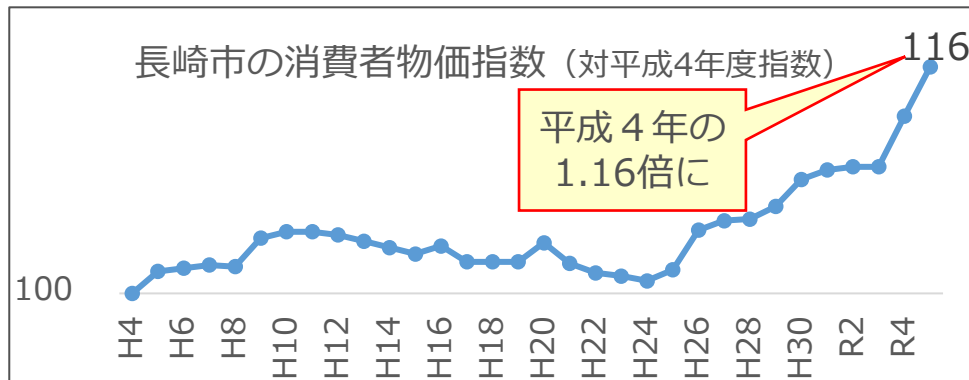
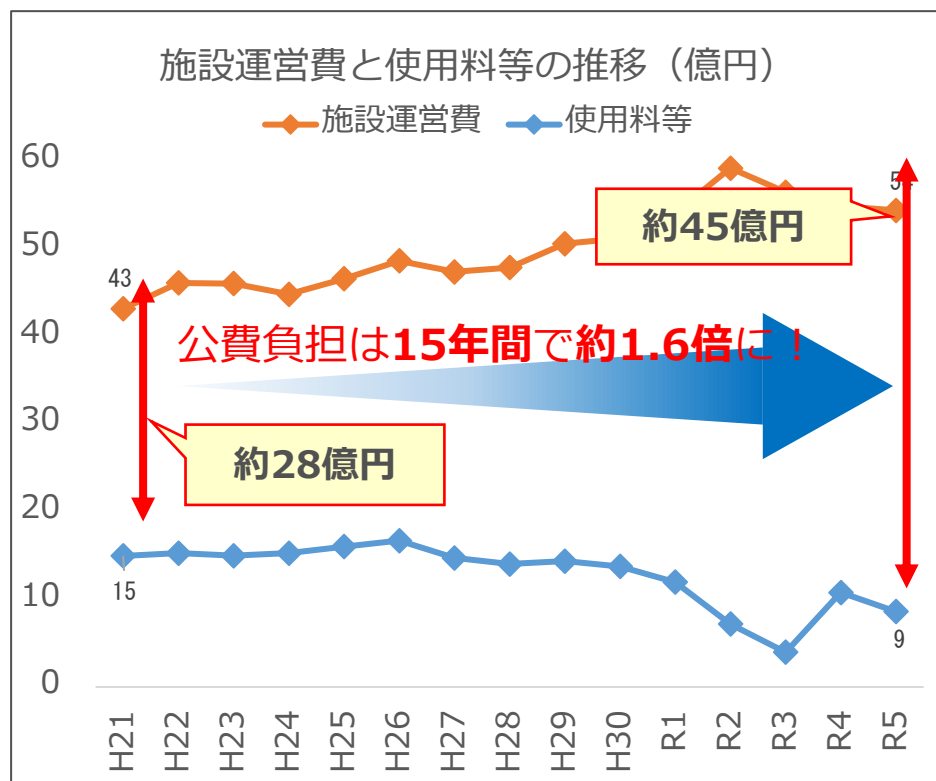
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

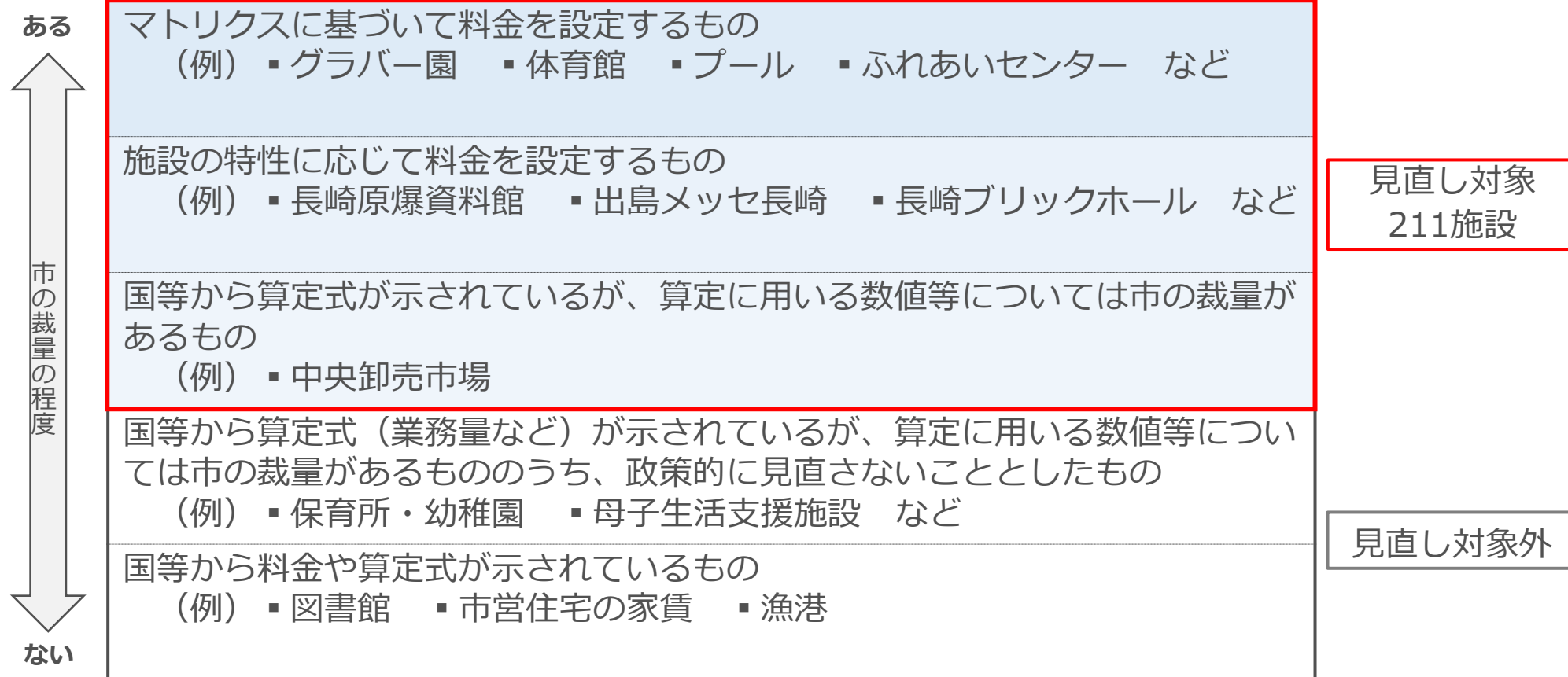
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
	高い 市民生活上の必要性 低い		

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

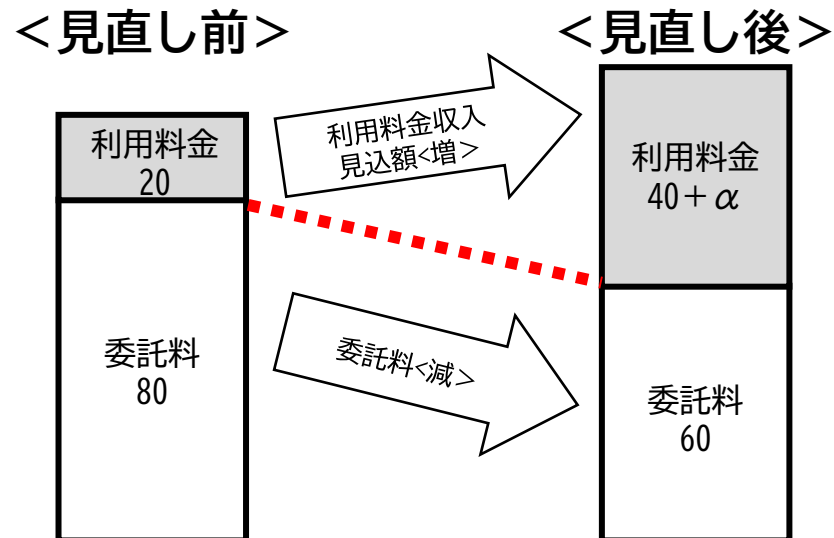
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

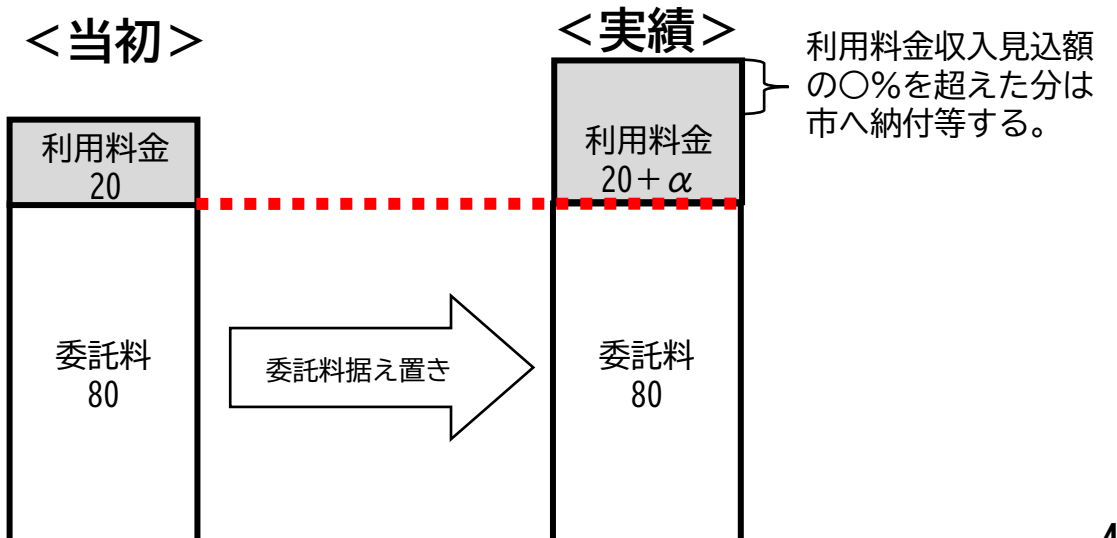
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元にあてるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)
10月 11月 12月	- 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始